

社会福祉法人直島町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人直島町社会福祉協議会（以下「この会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、この会の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤の理事とは、役員のうち、この会を主たる勤務とする者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、常勤の理事（以下「常勤理事」という。）に対してのみ報酬等を支給するものとし、非常勤の役員及び監事並びに評議員に対して報酬等は支給しないものとする。

- 2 常勤理事に対して支給する報酬等は、報酬及び期末手当とする。
- 3 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、職員の扶養手当及び通勤手当の支給に準じて、扶養手当及び通勤手当を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事のうち常務理事の報酬の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 期末手当 別表2に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び扶養手当等 毎月21日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、当該日前において、当該日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）
 - (2) 期末手当 毎年6月30日及び12月10日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、当該日前において、当該日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）
- 2 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者にあつては、その遺族。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 常務理事が月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び月曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。
(費用弁償)

第7条 役員等が職務のため出張したときは、その出張について費用弁償として直島町職員等の旅費に関する条例に準じた額に相当する額を支給する。
(服務等)

第8条 常勤理事の勤務時間、休憩、休日、休暇及び災害補償については、職員の就業規則に準じる。
(公表)

第9条 この会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。
(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成29年6月28日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

支給区分	報酬の額
月額	285,040円以内

別表2 (第4条関係)

対象額	賞与の額
6月	729,346円以内
12月	729,346円以内